

お客様各位

2011年5月
白山工業株式会社
防災システム事業部

緊急地震速報の区域の変更と、白山工業製品の設定更新の方法について

I. はじめに

「配信資料に関する技術情報（地震火山編）第 330 号」により、緊急地震速報の区域が変更されることが、気象庁地震火山部より発表されています。この変更は、2011/5/12 に実施されます。

白山工業の緊急地震速報製品においては、この変更により、緊急地震速報を受信しても適切な処理が行われなくなる場合があります。この場合、設定の更新、もしくは、ソフトウェア/ファームウェアのアップデートが必要となります。

本文書において、緊急地震速報の区域変更の影響範囲と対応についてまとめます。

II. 緊急地震速報の区域変更について

今回の変更では、「山口県東部(コード 701)」が、「山口県東部(コード 703)」と「山口県中部(コード 704)」に分割されます。

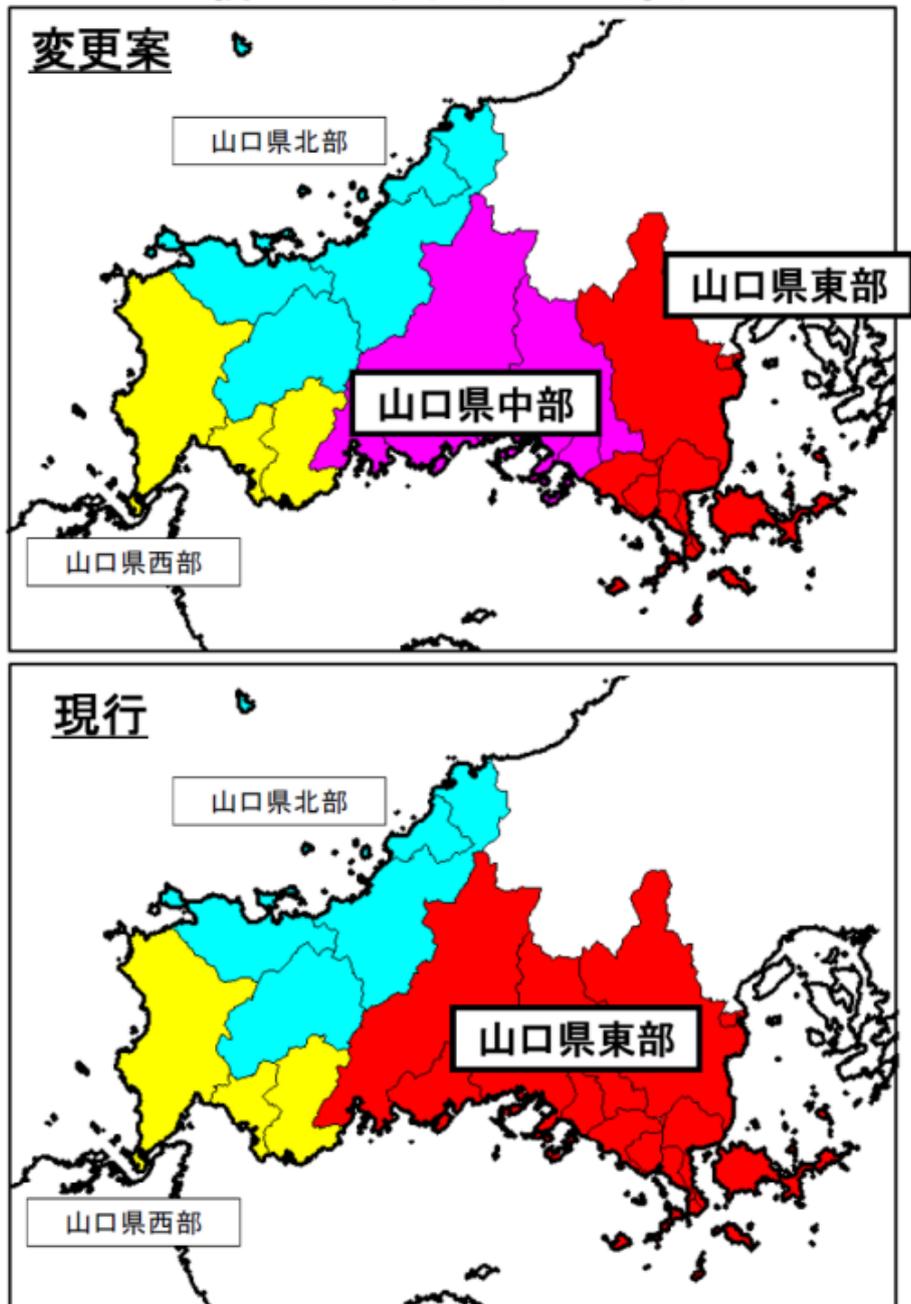
分割後の区域のコードと市町村名との対応を表 II-1 に、変更前後の区域を示した地図を図 II-1 に示します。

表 II-1 区域とコードの対応

| 地域名 | コード | 区域 |
|-------|-----|-------------------------|
| 山口県東部 | 703 | 岩国市、光市、柳井市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡 |
| 山口県中部 | 704 | 山口市、防府市、下松市、周南市 |

鹿児島県の区域の名称についても、変更がありますが、弊社緊急地震速報端末の動作には影響しません。

新旧区域図(山口県)



四角枠は緊急地震速報の細分区域名称を示す。

図 II-1 分割後の区域

「配信資料に関する技術情報（地震火山編）第 330 号」より転載
変更案の地図が、分割後の区域

III. 各製品における確認と設定の更新

弊社緊急地震速報製品群において、いわゆる EBI を使用した設定を行っており、かつ、山口県東部の情報を参照している場合、設定更新が必要となります。

それぞれの機種ごとに、詳細を説明します。

1. KB-2000T、KB-2100/SB-2000/SB-2200 の場合

設定内容については、接点設定ソフトを起動し確認します。

v1.4.2 以前、v.1.5.x のそれぞれのバージョンにより、対応が異なります。

A. v1.4.2 以前をご使用の場合

接点設定ソフトを用いて、接点や FTE-D04 のそれぞれの設定における「フィルター条件」画面(図 III-1)をご確認願います。

以下の設定が行われている場合が該当します。

- ・ サイト設定画面の項目にて、気象庁観測点を使用が選択されている。
- ・ 気象庁観測点名として、以下の地名のうち 1 つが設定されている。

山口市周布、山口市亀山町、山口市秋穂二島、周南市岐山通り、周南市富田、周南市呼坂、周南市鹿野上、周南市桜馬場通り、防府市寿、防府市西浦、下松市瀬戸、下松市大手町、岩国市今津、岩国市横山、光市中央、柳井市南町、周防大島町久賀、周防大島町小松、周防大島町森、周防大島町西安下庄、周防大島町平野、和木町和木、由宇町役場、玖珂町役場、玖珂町阿山、本郷村本郷、周東町役場、山口錦町広瀬、大畠町大畠、山口美川町四馬神、山口美川町高ヶ原、山口美和町生見、上関町長島、上関町室津、光市岩田、田布施町下田布施、田布施町下田布施 2、平生町平生、徳地町堀、秋穂町東、小郡町下郷、阿知須町役場

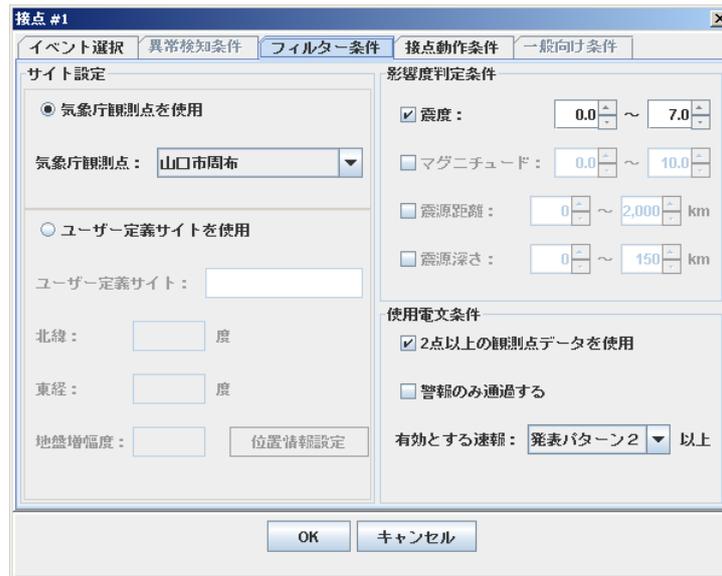


図 III-1 フィルター条件設定画面(v1.4.2 以前)

v1.4.2 以前をご使用の場合、v1.5.3 へのアップデートをお願いいたします。
設定については、次節の「B v1.5.x をご使用の場合」を、ご参照ください。

B. v1.5.x をご使用の場合

接点設定ソフトを用いて、接点や FTE-D04 のそれぞれの設定における「フィルター条件」画面 (図 III-2) をご確認ください。

以下の設定が行われている場合が該当します。

- ・ サイト設定画面の項目にて、気象庁観測点を使用が選択されている。
- ・ 気象庁観測点として、701 が入力されている。

対応：

気象庁観測点として、703(山口県東部)、もしくは、704(山口県中部)を指定する。

設定したい地域が、山口県東部、山口県中部のどちらに該当するかは、表 II-1 をご参照ください。

図 III-2 フィルター条件設定画面(v1.5.x)

2. 表示ソフト(DispQuake)

表示ソフト設定ツールを用いて確認、設定します。

v1.4.2 以前、v.1.5.x のそれぞれのバージョンにより、対応が異なります。

A. v1.4.2 以前をご使用の場合

表示ソフト設定ツールを用いて、サイト設定画面(図 III-3)をご確認願います。

以下の設定が行われている場合が該当します。

- ・ サイト設定において、「気象庁観測点を使用」が選択されている。
- ・ 気象庁観測点名として、以下の地名のうち1つが設定されている。

山口市周布、山口市亀山町、山口市秋穂二島、周南市岐山通り、周南市富田、周南市呼坂、周南市鹿野上、周南市桜馬場通り、防府市寿、防府市西浦、下松市瀬戸、下松市大手町、岩国市今津、岩国市横山、光市中央、柳井市南町、周防大島町久賀、周防大島町小松、周防大島町森、周防大島町西安下庄、周防大島町平野、和木町和木、由宇町役場、玖珂町役場、玖珂町阿山、本郷村本郷、周東町役場、山口錦町広瀬、大島町大島、山口美川町四馬神、山口美川町高ヶ原、山口美和町生見、上関町長島、上関町室津、光市岩田、田布施町下田布施、田布施町下田布施2、平生町平生、徳地町堀、秋穂町東、小郡町下郷、阿知須町役場

対応としては、v1.5.3 へのアップデートをお願いいたします。設定については、次節の「3.2.2 v1.5.x をご使用の場合」をご参照ください。



図 III-3 表示ソフト サイト設定画面(v1.4.2 以前)

B. v1.5.x をご使用の場合

表示ソフト設定ツールを用いて、サイト設定画面(図 III-4)をご確認願います。
以下の設定が行われている場合が該当します。

- ・ サイト設定画面の項目にて、気象庁観測点を使用が選択されている。
- ・ 気象庁観測点として、701 が入力されている。

対応：

気象庁観測点として、703(山口県東部)、もしくは、704(山口県中部)を指定します。

設定したい地域が、山口県東部、山口県中部のどちらに該当するかは、表 II-1 をご参照ください。

サイト設定

サイト設定

気象庁観測点を使用

ユーザー定義サイトを使用

気象庁観測点: 701

ユーザー定義名: 山口県東部

北緯: 度

東経: 度

位置情報設定

このサイトをホームサイトにする

サイト名を表示する

OK キャンセル

図 III-4 表示ソフト サイト設定画面(v1.5.x)

以上、お手数をおかけいたしますが、確実な緊急地震速報の処理が行われますよう、ご確認をお願い申し上げます。

以上